

新型コロナウイルス感染症防止のための政府発表

「緊急事態宣言」を受けて

ご周知の通り、令和2年4月7日政府より「新型コロナウイルス感染予防のための緊急事態宣言(法的根拠:改正新型インフルエンザ等対策特別措置法)が発令され、弊社所在地である神奈川県も該当することとなりました。

○弊社の営業時間を当分の間、短縮します。

8 : 0 0 ~ 1 8 : 3 0

(お客様からの依頼品を預かっているため、むやみに営業自粛を実施すると、お客様の利便性を損なうことになり、また政府・都道府県通達によると「社会・経済生活を維持する衛生サービスは衛生管理をした上で営業いただく」ということであることを考慮しました)(社員の夜間の外出自粛も考慮しております)

○営業を継続するに当たっては、以下の点に留意します。

- ①お客様・取引先・弊社社員ならびにその家族への感染防止を最優先事項とします。
- ②店舗・工場内においては、従業員間の距離を一定間保ち、ドアノブ・スイッチ・トイレのふたなど共用部分の消毒・清掃をこまめに行います。
- ③店舗・工場内いづれにおいても、頻繁に換気を行います。
- ④マスクの着用を励行します。
- ⑤弊社社員ならびにその家族に健康管理をお願いし、万一発熱・倦怠感などの症状が見られたなら、出勤を控え電話相談や診察を受けてもらいます。
- ⑥自動ドアスイッチ・カウンター・24時間受付ボックスなど、不特定多数の方が触れる物についても、その部分の消毒をこまめに行います。

○今後の政府通達・都道府県通達・社会事情の変化を常に注視し、必要がある場合は予断を持たずに事業活動を変更することがあることを、なにとぞご承知おきください。

(なおこの方針は「厚生労働省」「神奈川県環境衛生課」「全国クリーニング生活衛生同業組合」のガイドラインに基づいて自主的に作成しました)